

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岩手県市町村総合事務組合条例第5号）第4条の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について、別紙のとおり公表する。

令和6年8月5日

岩手県市町村総合事務組合

管理者 鈴木重男

## 1 任免及び人数の状況

### (1) 採用及び退職の状況（令和5年度）

区分	一般職員	計
採用者数	人 0	人 0
退職者数	人 0	人 0
(参考：令和6年4月1日採用者数)		
	人 0	人 0

### (2) 職員定数管理の状況

ア 職員数の状況は下表のとおりです。

○職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日）

区分	令和6年度 (a)	令和5年度 (b)	対前年増減数 (a)-(b)	主な増減理由(令和6年)
一般行政部門	人 6	人 6	人 0	
合計	6	6	0	

### イ 一般行政職の級別職員の状況（令和6年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
職	主 事	主 事	係 主 長 任	課長補佐	課 長	事務局次長	事務局長	
職員数	人 1	人	人 2	人 1	人 1	人 1	人	人 6
構成比	% 16.7	%	% 33.3	% 16.7	% 16.7	% 16.7	%	% 100
5.4.1 構成比	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
	% 16.7	%	% 33.3	% 33.3	%	% 16.7	%	% 100

## 2 人事評価の状況

地方公務員法の一部改正に伴い、平成28年度から新たな人事評価制度導入し、その評価結果を昇給や勤勉手当に反映させるとともに、任用、分限その他人事管理の基礎として活用することとしています。

## 3 給与の状況

### (1) 人件費の状況（令和5年度一般会計決算）

歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4 年度の人件費率
千円	千円	千円	%	%
8,013,821	945,569	4,653,103	58.1	81.7

※ 人件費には、市町村等職員退職手当給付費4,042,279千円、非常勤職員災害補償給付費57,878千円、消防共済基金掛金497,848千円及び市町村議員補償連合会納付金3,711千円を含みます。

## (2) 給与費の状況（令和6年度一般会計予算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費（B/A）
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 6	千円 24,262	千円 3,455	千円 9,900	千円 37,617	千円 6,270

## (3) 職種別・学歴別初任給及び経験年数別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区分		決定初任給	採用2年経 過日給料額	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行政職	大卒	円 196,200	円 208,000	円 243,600	円 273,800	円 327,600
	高卒	円 166,600	円 176,100	円 217,800	円 243,600	円 273,800

## (4) 平均給料月額と平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	令和6年度		令和5年度	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	円 338,200	歳 48.3	円 331,400	歳 47.3

## (5) 主な職員手当の状況

## ア 扶養手当、住居手当、通勤手当（令和6年度）

区 分	内 容
扶養手当	1 配偶者 月額 6,500円 2 子 月額10,000円 3 父母等 月額 6,500円 ※ なお、16歳から22歳までの子の場合には、5,000円が加算される。
住居手当	借家・借間居住者 月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃の額に応じ、 月額28,000円まで
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等に応じ月額50,000円まで 2 自家用車等利用者 通勤距離に応じ月額31,600円まで

## イ 時間外勤務手当

区 分	令和5年度	令和4年度
支 給 総 額	千円 248	千円 258
職員1人当たり支給年額	83	129

## ウ 期末・勤勉手当の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	6月期	12月期	計
期末手当	1.225 月分	1.225 月分	2.45 月分
勤勉手当	1.025 月分	1.025 月分	2.05 月分

※ 職制上の段階・職務の級などによる加算措置があります。

エ 退職手当の状況（令和6年4月1日現在）

退職手当は、基本額に調整額を加算した額となります。

【基本額】

基本額は、退職したときの給料月額にこの表に示すような支給率を乗じて得た額となります。この支給率は国と同じです。

区 分		組 合	国
自己都合	勤続20年	19.6695	
	勤続25年	28.0395	
	勤続35年	39.7575	
	最高限度	47.709	
勸奨・定年	勤続20年	24.586875	
	勤続25年	33.27075	
	勤続35年	47.709	
	最高限度	47.709	

【調整額】

調整額は、職員が退職前に属していた職務の級ごとに定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分を加算して得た額となります。

(6) 特別職の報酬の状況（令和6年4月1日現在）

特別職の職員のうち、管理者、副管理者、組合議会議員、監査委員の報酬です。

区分		報酬年額
管理者		70,000円
副管理者		49,000円
組合議会議員	議長	45,000円
	副議長	36,000円
	議員	27,000円
監査委員	識見を有する者から選任された委員	27,000円
	組合議会の議員から選任された委員	18,000円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

ア 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項）

イ 職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、この勤務時間中に正午から1時間の休憩時間を置く。（職員の勤務時間に関する規程第2条）

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均使用日数 (b) / (c)	消化率 (b) / (a)
240.0日	62.4日	6人	10.4日	26.0%

※ 総付与日数には、前年からの繰越分を含みます。

(3) 特別休暇の導入状況（主な特別休暇と付与日数）（令和5年度）

- ア 骨髄提供のための休暇 必要と認められる期間
- イ ボランティア休暇 5日の範囲内の期間
- ウ 結婚休暇 連続する7日の範囲内の期間
- エ 産前休暇 6週間以内に出産する予定である女性職員が請求した場合に、出産の日までの請求した期間
- オ 産後休暇 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
- カ 生後1年6月に達しない子を育てる職員のその子のための保育時間 1日2回それぞれ1時間の期間
- キ 養育する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子等の看護のための休暇 5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- ク 夏季休暇 原則として連続する5日の範囲内の期間

5 休業の状況

(1) 育児休業及び部分休業の利用状況（令和5年度）

育児休業は子が小学校の始期に達するまで取得可能であり、また、子を養育するための継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として部分休業の制度を設けており、1日2時間の範囲内で部分休業を取得することができます。

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

区 分	男性職員	女性職員	計
令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員	0人	0人	0人
令和5年度中に新たに部分休業を取得した職員	0	0	0
令和4年度から引き続き育児休業を取得している職員	0	0	0
令和4年度から引き続き部分休業を取得している職員	0	0	0
令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員	0	0	0

イ 育児休業の承認期間（令和5年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
取得職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

ウ 部分休業の承認期間（令和5年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
取得職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 介護休暇の取得状況（令和5年度）

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、6月の範囲内で介護休暇を取得することができます。

要介護者の続柄別	配偶者	父母	子	その他	計
取得職員数	0人	0人	0人	0人	0人

取得期間

期 間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
取得職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 自己啓発等休業の取得状況（令和5年度）

在職期間2年以上の職員が、公務の運営に支障がなく、かつ、公務に関する能力の向上に資すると認められたときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のために、3年を超えない範囲内で自己啓発等休業を取得することができます。

自己啓発等休業の取得者数

区 分	大学等課程の履修	国際貢献活動
取得職員数	0人	0人

(4) 高齢者部分休業の取得状況（令和5年度）

60歳に達した日から定年退職日までの期間において、1週間の勤務時間の2分の1を超えない範囲で部分休業を取得することができます。

高齢者部分休業の取得者数 0人

6 分限及び懲戒処分者の状況（令和5年度）

(1) 分限処分者数

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人			0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人		0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人			0人
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0人	0人			0人
刑事事件に関し起訴された場合			0人		0人
条例で定める事由による場合			0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分者数（行為別）

処分の具体的事由	戒告	減給	停職	免職	訓告等	計
給与・任用に関する不正	0人	0人	0人	0人	0人	0人
一般服務違反関係	0	0	0	0	0	0
一般非行関係	0	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

(3) 刑事処分者数

事件の種類	降任	免職	休職	降給	計
収賄による場合	0人	0人	0人	0人	0人
横領による場合	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0
公職選挙法違反による場合	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

7 サービスの状況（令和5年度）

サービス規律遵守のための取組み状況

職員サービス規程の内容を職員に周知し、サービス規律の遵守の徹底を図っています。

8 退職管理の状況（令和5年度）

退職者	退職事由		
	自己都合	定年	その他
0人	0人	0人	0人

9 研修の状況（令和5年度）

実施していません。

10 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要

ア 職員の健康診断の状況（令和5年度）

対象職員数	受診者数	受診率
人	人	%
6	5	83.3

イ その他

療養費の給付及び退職の場合の給付その他必要な事業を一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構に事務を委託しています。

(2) 公務災害補償の状況（令和5年度）

ア 地方公務員災害補償基金による補償の状況

区分		一般行政職
療養補償・休業補償・介護補償	件	0件
	額	0円
傷病補償・障害補償・遺族補償	件	0件
	額	0円
葬祭補償	件	0件
	額	0円
認定件数	件	0件

11 競争試験及び選考の状況

実施していません。

12 勤務条件に関する措置の要求の状況

前年度からの継続件数	令和5年度要求件数	完結件数	翌年度継続件数
0件	0件	0件	0件

13 不利益な処分についての審査請求の状況

前年度からの継続件数	令和5年度要求件数	完結件数	翌年度継続件数
0件	0件	0件	0件